

第1節 海上交通環境の整備

船舶の大型化，高速化，海域利用の多様化，海上交通の複雑化等を踏まえ，船舶の安全かつ円滑な航行，港湾における安全性を確保するため，航路，港湾，漁港，航路標識等の整備を推進するとともに，海図，水路誌，リアルタイム海潮流データ等の安全に関する情報の充実及びITを活用した情報提供体制の整備を図る。

海上交通に影響を及ぼす自然現象について，的確な実況監視を行い，適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して，事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに，これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため，第1部第1章第3節で述べた施策を講じる。また，波浪や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うとともに，海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）において最大限有効に利用できるよう海上予報・警

報の精度向上及び内容の改善を図る。

高齢者，障害者等すべての利用者が安全かつ身体的負担の少ない方法で利用できるよう配慮した旅客船ターミナルの施設の整備を推進する。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平16法31）に基づく国際港湾施設の保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行うとともに，港湾施設の入出管理の高度化等を進め，港湾における保安対策を強化する。

- 1 海上交通環境の整備
- 2 海上交通に関する情報提供の充実
- 3 高齢者，障害者等に対応した旅客船ターミナル等の整備
- 4 港湾の保安対策の推進

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

海上交通の安全を図るためには，海事関係者のみならず，マリンレジャー愛好者，更には広く国民一人一人の海難防止に関する意識を高める必要がある。そのため，あらゆる機会を通じて，海難防止思想の普及に努める。

さらに，各種船舶の特性や海難の実態に即したより具体的，より効果的な安全指導を行う。

- 1 海難防止思想の普及
- 2 外国船舶に対する情報提供等

第3節 船舶の安全な運航の確保

海事関係者の知識・技能の維持向上や安全な運航に係る体制を確立することにより，船舶の運航面からの安全の確保を図る。

そのため，船員，水先人，旅客船事業者及び内航海運業者の資質の向上，船舶の運航管理等の充実に関する運航労務監査の強化，外国船舶の監督の推進，重大事故発生時の再発防止対策等を実施するほか，年末年始の輸送等安全総点検なども活用し，安全対策を推進する。また，事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し，国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については，従来全ての事業者を評価対象としてきたところ，今後はさらに制度の実効性向上を

図るとともに，そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど，充実強化を図る。また，船舶所有者が自主的に船員災害に係るリスクアセスメントとPDCAサイクルという一連の過程を定めて継続的な改善を行うことにより安全衛生水準の継続的かつ段階的な向上を図る「船内労働安全衛生マネジメントシステム」のガイドラインの普及促進等を行う等，船員災害防止に向けた計画的な取組を行う。

海難の再発防止や被害の軽減に資するよう，引き続き的確な原因究明を行う。

- 1 船舶の運航管理等の充実
- 2 船員の資質の確保
- 3 船員災害防止対策の推進
- 4 水先制度による安全の確保
- 5 外国船舶の監督の推進
- 6 最新の航海機器の導入等

第4節 船舶の安全性の確保

船舶の安全性を確保するため、国際的な協力体制の下、船舶の構造、設備、危険物の海上輸送及び安全管理システム等に関する基準の整備並びに検査体制の充実を図るとともに、我が国に入港する外国船舶に対し、1974年の海上における人命の安全のための国際条約等に基づく船舶の航行の安

全等に関する監督を推進する。さらに、ユニバーサルデザインの観点も考慮した必要な対策を講ずる。

- 1 船舶の安全基準等の整備
- 2 船舶の検査体制の充実
- 3 外国船舶の監督の推進

第5節 小型船舶等の安全対策の充実

漁船、プレジャーボートなどの小型船舶等による海難が海難全体の約7割を占めることから、マリナーレジャー愛好者、漁業関係者が自ら安全意識を高めることに加え、安全に運航できる環境の整備及び救助体制の強化が不可欠である。

このため、ボートパーク等の整備、ミニボートの安全対策、水域の秩序ある利用、ライフジャケットの着用及び発航前点検等小型船舶操縦者の遵守事項の周知・啓発や訪船指導、簡易型AISの普及促進、ICTを活用した情報提供、機動性の高い救助体制の充実等を推進する。

さらに、船員災害防止基本計画及び船員災害防止実施計画に基づき、高年齢船員や漁船等の死傷災害防止対策を推進する。

- 1 小型船舶等の安全対策の推進
- 2 ライフジャケット着用率の向上
- 3 プレジャーボート等の安全対策の推進
- 4 ボートパーク、フィッシャリーナ等の整備
- 5 漁船等の安全対策の推進

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通に係る法令違反の指導・取締りを行い、海上交通に関する法秩序を維持する。船舶交通がふくそうする航路等における航法に関する指導取締りの強化及び無資格運航や区域外航行のような

海難の発生に結び付くおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え、特に海上輸送やマリナーレジャー活動が活発化する時期等には、指導取締りを強化し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

第7節 救助・救急活動の充実

海難等による死者・行方不明者を減少させるた

めには、海難等の情報の早期入手、精度の高い漂

流予測，救助勢力の早期投入，搜索救助・救急救命能力の強化等が肝要である。このため，機動性の高い救助体制の充実，救急救命士による高度な救急救命体制の充実等救助・救急活動の充実を図るとともに，関係省庁及び民間助団体と連携した

救助・救急活動を実施する。

- 1 海難情報の早期入手体制の強化
- 2 海難救助体制の充実・強化

第8節 被害者支援の推進

船舶の事故により，第三者等に与えた損害に関する船主等の賠償責任に関し，保険契約締結等補償制度の着実な実施を図る。

また，国土交通省公共交通事故被害者支援室においては，関係者からの助言をいただきながら，

外部の関係機関とのネットワークの構築，公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等，公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

第9節 船舶事故等の原因究明と再発防止

引き続き，船舶事故等の再発防止や被害の軽減に寄与するよう，迅速かつ的確な原因究明調査を行う。さらに，必要に応じて，国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し，また，国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより，必要な施策又は措置の実施を求め，海上交通の安全に寄与する。また，「船舶事故ハザードマップ」について，スマートフォン等のモバイル端末による利用が可能となるモバイル版の運用を平成27年度から開始する。さらに，関係者のニーズを踏まえ，特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結

果の公表や，個別の事故等調査結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行う。

また，国立研究開発法人海上技術安全研究所に設置されている「海難事故解析センター」において，国土交通省海事局，運輸安全委員会等における再発防止対策の立案等への支援を行うため，事故解析に関して高度な専門的分析を行うとともに，重大事故発生時の迅速な情報分析・情報発信を行う。

第10節 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

海上交通の安全に関する研究開発及び海難原因究明のための総合的な調査研究を推進し，その成果を速やかに安全対策に反映させることにより，海上交通の安全の確保を図る。

国立研究開発法人情報通信研究機構では，海上交通の安全に寄与するため，天候や昼夜の別に関係なく海流速度，波浪等を計測する短波海洋レーダの研究開発，応用技術やデータ利用の高度化を引き続き進める。また，地表面，海表面の高分解能観測が可能な航空機搭載3次元マイクロ波映像レーダの研究開発においては，移動体検出技術の

研究開発を引き続き進めるとともに，高分解能（30cm）を活用した各種の応用検証等を行う。

国立研究開発法人海上技術安全研究所では，先進的な船舶の構造解析技術等を活用した安全性評価手法や革新的な動力システム等の新技術に対応した安全性評価手法の開発のための研究，リスクベースの安全性評価手法等を用いた合理的な安全規制の体系化のための研究，海難事故発生時の状況を高精度で再現し，解析する技術の高度化と適切な対策の立案のための研究を行う。